

広島県告示第八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市口和町向泉字仏供田五四三五、五四三六の二、五四三七の一、字白砂五四四二の一、五四四二の二、五四四四の一、五四四四の二、五四四五の一、五四四六の一、五四六〇の二、五四六一の一、五四六四の三、五四六四の五、五四六五の一、字向山五五六五、五五七八の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）